国 土 入 企 第 2 4 号 平成 2 9年 2 月 1 0 日

各都道府県知事 殿 (市町村担当課、契約担当課扱い) 各指定都市市長 殿 (契約担当課扱い)

国土交通省土地 • 建設産業局長

## 技能労働者への適切な賃金水準の確保について

技能労働者の確保・育成のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善が極めて重要です。

国土交通省においては、これまでの4度にわたる公共工事設計労務単価の引き上げ(平成25年4月、平成26年2月、平成27年2月及び平成28年2月)の際に、その都度、建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(平成28年1月20日付け国土入企第12号等)を発出するとともに、国土交通大臣、副大臣又は大臣政務官から建設業団体4団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところです。

また、多くの建設業団体においても、技能労働者に対する適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議がなされる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでいるところです。

さらに、公共工事発注機関においては、平成26年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。)等の趣旨を踏まえ、将来にわたる公共工事の品質確保

とその中長期的な担い手の確保・育成に配慮しつつ、発注関係事務の適切な実施に取り組んでいるところです。

本日、国土交通省が平成29年3月から適用する公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。)が決定・公表され、平成28年2月から適用されている公共工事設計労務単価(以下「旧労務単価」という。)と比べ、全国平均で3.4%、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)の平均では3.3%の上昇となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で39.3%、被災3県の平均では55.3%の上昇となります。

以上を踏まえ、各地方公共団体におかれては、下記の措置を講じることにより、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図るよう、お願いします。

なお、別添1を各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の 長に対しても、本要請の周知徹底をお願いします。

記

## 1. 新労務単価の早期活用について

公共工事品質確保法第7条第1号において、発注者は、受注者が公共工事の品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、市場実態等を的確に反映した積算により、予定価格を適正に定めなければならないとされていることを踏まえ、その積算に当たっては、新労務単価の速やかな活用に努めること。

## 2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添2のとおり、

① 平成29年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用 して予定価格を積算しているものについては、新労務単価に基づく請負代 金額に変更する ② 平成29年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号)の記1.(1)及び2.から8.まで(4.(3)を除く。)の規定を準用する

こと等としたので、これを参考として、適切な運用に努めること。

3. 法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入徹底に関する指導等について

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等へ加入するために 必要な法定福利費相当額(本人負担分)が勘案されているほか、国土交通省直轄 工事においては、平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事 業主が負担すべき法定福利費相当額についても、適切に予定価格に反映されるよ う措置されている。

これを参考として、貴団体発注工事においても、法定福利費相当額(事業主負担分及び本人負担分)が適切に予定価格に反映されるよう措置すること。

また、受注者と下請業者との間でも、標準見積書等の法定福利費を内訳明示した見積書の活用などにより、法定福利費相当額(事業主負担分及び本人負担分)を適切に含んだ額による下請契約が締結されるよう、発注者として、受注者に法定福利費相当額の適切な支払いの指導や支払状況の確認をするとともに、新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払いを指導すること。

さらに、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」 (平成13年3月9日閣議決定。平成26年9月30日最終変更。以下「適正化 指針」という。)において、下請業者も含めて社会保険等未加入業者の公共工事 からの排除を図ることが規定されていることや、「建設業における社会保険等 未加入対策について」(平成28年6月16日付け総行行第123号・国土入 企第6号)等でこれまでに要請してきた内容を踏まえ、社会保険等未加入業者 の排除に取り組むこと。

4. 適正な価格による契約の推進について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)において、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項にダンピング受注の防止が規定されていることや、適正化指針において、ダンピング受注は下請業者へのしわ寄せや技能労働者の賃金水準低下等につながりやすく、担い手の確保・育成を困難とするものであるとされていること、また「公共工事の円滑な施工の確保について」(平成29年2月10日付け総行行第24号・国土入企第22号)等でこれまでに要請してきた内容を踏まえ、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底すること等により、ダンピング受注の排除に努めること。

また、公共発注者であっても、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3に規定されているとおり、建設工事の注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて趣旨の徹底を図ること。

以上